「(仮称)市立こども園」 について



【日時】平成26年12月10日(水)午前9時00分~

【場所】田原幼稚園

奈良市子ども未来部 子ども政策課

① 幼保再編とは

本市では、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりのため、市立幼稚園と市立保育所を一体化した「(仮称)市立こども園」に再編することを計画的に進めています。

市内の認定こども園

H 21.4 「富雄南」

H 22. 4 「都祁」

H 24.4 「左京」

H 26.4 「青和」•「都跡」

H 27.4 「帯解」・「月ヶ瀬」(予定)



^{奈良市幼保商編基本計画に基づく} 奈良市幼保商編実施計画

2

「(仮称)市立こども園」とは

長い歴史の中で、子どもや保護者と手を たずさえながら培ってきた奈良市の教育・保育

市立幼稚園

市立保育所

再編による幼保一体化

「市立こども園」 (幼保連携型認定こども園)

教育・保育を一体的に提供

地域における 子育て支援



年齢別提供サービス

保育を必要としない

保育を必要とする

3~5歳 就園児 教育•保育

延長利用

給 食

O~2歳 就園児 教育·保育

延長利用

給 食

未就園児

親子登園や子育て相談担当職員を各園配置

新しい幼児期の教育・保育のかたち [

子ども本位の教育・保育の充実

これまでの幼稚園児・保育園児が、ごく当たり前に 一緒に生活できる、入園から小学校就学までの一貫し た教育・保育を担う一体型施設として、年齢に 応じた適切な集団規模のなかで相互に支え合い 育ち合える、子ども主体の教育・保育を実施します。



たくさんの友達と遊ぶのたのしい♪ 次は何して遊ぼうか!!

新しい幼児期の教育・保育のかたち II

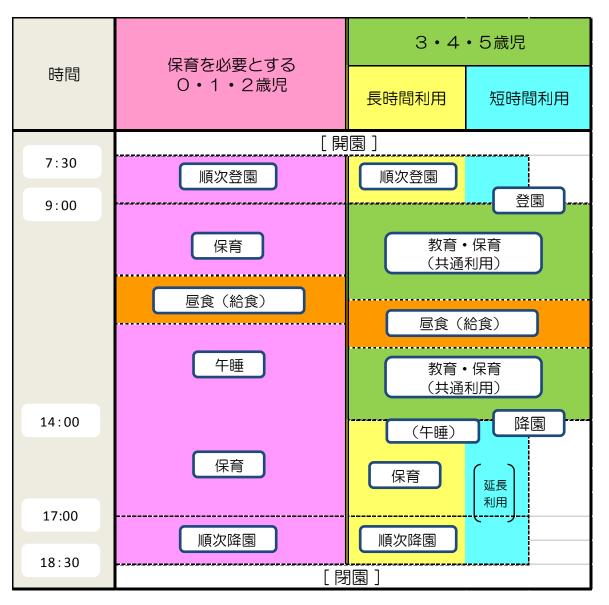
保育サービスの拡大

勢なども充実します。

給食・延長保育など、これまでの幼稚園や保育所のもつ機能がさらに充実することで、3歳児からは保護者の就労状況等に関わりなく施設を利用できるようになります。また、特別な支援を必要とする子どもの受け入れ態

安心して子どもを園に預けて働けるね。

こども園の基本的な1日のながれ イメージ図



※ 時間等は、 目安です。

【共通利用時間】

年齢ごとに学級で活動 し、全員が一緒に遊ん だり給食を食べたりし ます。



みんなで食べる 給食はとっても おいしいよ!

新しい幼児期の教育・保育のかたち 皿

子育て支援の推進

こども園に通っていない子どもの家庭

も含め、子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育

て相談、情報提供などを通して、地域の子育て

<u>支援の拠点</u>として、安全・安心な子ども・子育て 支援を行います。

> 小さな子どもをもつ親同士、 子育て情報が交換できて助かるわ。



市立こども園の保育料

- ・現在国で協議が進められている平成27年4月スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」では、施設 形態が「市立幼稚園、保育所、こども園」のいずれ であっても、お子様の年齢と父母の所得に 応じた負担(現在の保育園保育料の算定方法) を基本として、市が設定することとなっています。
- また、所得の状況と合わせて、利用形態(長時間 利用・短時間利用等)やサービスの利用量(延 長利用等)などによって保育料が算定されることに なります。

③ 奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱について(概要)

平成26年9月の定例教育委員会において、承認されました。

基準を設けることの必要性と考慮すべきこと

- これまでは上記のことを定めた基準がなく、その時々の状況に合わせて休園・閉園の手続きを行っていました。
 - ・・幼稚園がいつまで存続するのかという不安
- 過小規模園では教育活動が限られており、適正規模での教育の実施が 求められている中で園児募集を続けてきました。
 - ・・・いつ認定こども園に移行するのかという疑問
- □ 再編計画を推進し、適正規模での教育の早期実現を目的とします。
- 基準に該当するが再編計画により例外として存続する園もあります。
- □ 休園・閉園により通園距離が伸びる場合は、可能な限り駐車場や駐輪 場の確保を行います。

園児用送迎スクールバスは準備しない

2条(園児募集停止)の概要

1項 園児募集の結果、2年保育(4歳)の園児の応募が<u>15名未満</u>で、かつ 翌年度の在園予定園児数(4、5歳の合計)が<u>30名未満</u>となる園については、翌年度における募集分から園児募集を停止する。ただし、統合再編による園児募集停止および地域により特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

根拠としたのは

奈良市学校規模適正化基本方針(提言)より抜粋

平成19年4月

奈良市学校規模適正化検討委員会

適正規模として「4学級~6学級(各年齢2~3学級)」とされており、特例として、

- ●各年齢児1学級編成の場合の最低必要人数 各年齢1学級編成をせざるを得ない場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模を確保する必要があります。その集団規模については、学級内でグループ活動ができる人数を安定的に確保する観点から、欠席などがあっても3、4名のグループが3つ以上作れることを基本として、<u>最低15人</u>が必要であると考えます。
- ●市立幼稚園(4歳児、5歳児)の適正規模の範囲 1年齢児1学級編成がやむを得ない場合は、各年齢15人以上必要との考え方から、1園あたり30人以上の園児数が必要と考えます。

3条(休園及び閉園基準)

1項 翌年度に在園する園児が0名となる幼稚園については、翌年度の閉園の手続きを行うことができる。ただし、統合再編により閉園の手続きを行う場合は、この限りでない。

これまで、統合再編以外の場合で園児がO名となる幼稚園は休園とし、その後、状況により閉園の手続きを行ってきましたが、その基準はありませんでした。

- ▶ 附則
- ▶ (施行期日)
- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

平成26年10月1日

鼓阪幼稚園•精華幼稚園

- ▶ (現に休園中の幼稚園に関する特例)
- 2 この要綱の施行の際、現に休園している幼稚園については、この要綱の 規定にかかわらず、平成27年度分の園児募集を停止し、平成26年度 末をもって閉園の手続きをとることができる。

基準を適用した場合の閉園までの例

平成26年度

4歳児10名 5歳児15名 園児募集にあたって、入園希望者等に「基準」の説明

- 仮に、2年保育入園希望が5名の場合は、28年度の 入園園児募集停止
- 子ども政策課より説明会、他園へ希望変更も可能

具体的な幼保再編計画の提示

平成27年度

4歳児 5名 5歳児10名 平成28年度の入園園児募集停止

- 4歳児で転園希望の可能性も考慮
- 仮に、4歳児O名の場合は、閉園へ向け た調整

------【適切な情報提供のために】

園児募集の結果、基準が適用 される園に対して、子ども政 策課主催で説明会等を開催。 平成28年度

4歳児 0名 5歳児 5名 閉園へ向けた 調整

平成29年度

4歳児 0名 5歳児 0名

④ 田原幼稚園の再編について I

幼保再編を担当する子ども未来部では、田原幼稚園の再編 方針を次のように考えています。

東部ゾーンの幼保再編全体像について

26年度

大柳生幼稚園

3名

・幼稚園園児数は平成26年5月現在 ・保育園園児数は平成26年3月現在

柳生保育園 [1~5歳児] 25名 田原幼稚園

[4~5歳児] 5名 布目保育園

[O~5歳児] 3O名

27年度

大柳牛幼稚園

柳生保育園

施設改修実施

田原幼稚園

布目保育園

施設改修実施

28年度

(仮称)柳生こども園

[1~5歳児]

柳生保育園舎活用

(仮称)布目こども園

[O~5歳児]

布目保育園舎活用

平成25年7月に策定、公表した幼保再編実施計画では、最終的には東部 ゾーンに1 園の市立こども園を設置することとなっています。

④ 田原幼稚園の再編について I

園児募集停止基準に該当したことについて

平成27年度園児募集の結果が基準に該当するため、幼保再編優先 エリアとして、再編を具体的に進めます。

再編内容について

東部ゾーンの特殊な地理的状況を勘案して、まず現在4園ある市立 幼保施設を再編し一体化することで、平成28年度に2園の市立こ ども園を設置します。

- ▶ 既存施設を有効活用するとともに、適切な集団規模で就学前の教育・保育を総合的に提供していくための施設として、乳児から幼児までの子どもたちが幅広く生活することができる柳生保育園舎と布目保育園舎を活用する予定です(平成27年度に施設改修工事実施予定)。
- ➤ こども園移行に向けた、今後の取組内容の詳細については、保護者、地域、園職員等のご意見を伺いながら決定していきます。

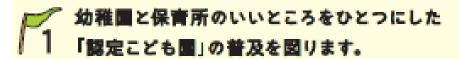
子ども・子育て支援新制度【国作成資料より)】

すべての子どもたちが、 笑顔で成長していくために。 すべての家庭が安心して子育てでき、 育てる喜びを感じられるために。 「子ども・子育て支援新制度」が スタートします。



平成27年4月に本格スタート

こんな取組みを進めていきます!



保育の場を増やし、待機児童を減らして、 2 子育でしやすい、働きやすい社会にします。

幼児期の学校教育や保育、地域の様々な 3 子育で支援の量の拡充や質の向上を進めます。

子どもが減ってきている地域の子育ても 4 しっかり支援します。

子ども・子育て支援新制度【国作成資料より)】



平成24年8月、日本の子とも・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、

「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育で支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7.000億円程度が充てられることになりました。

貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

1 新制度で増える・教育・保育の場

新制度で現行の枠組みが変わります

現行 平成27年4月から(予定) 【入園申し込み】 【保育料】 新制度に移行 保育所 認定こども園 施設・事業を 保育所 保護者の $(0\sim5歳)\cdot(3\sim5歳)$ 利用するため 所得に応じた の「認定」の 幼稚園 保育料 幼稚園 手続きが必要 $(3\sim5歳)\cdot(4\sim5歳)$ 地域型保育事業 $(0\sim 2 歳)$ 新制度に移行しない 従来どおり 従来どおり 国立•私立幼稚園

2 認定区分の新設

市立幼稚園などの利用には、市の認定が必要となります

年齢	状況	認定区分	利用施設等
3歳以	保育を必要と しない家庭	1号認定 教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園
上	保育を必要と する家庭	2号認定 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所認定こども園
	保育を必要と する家庭	3号認定 保育標準時間認定(最長11時間) 保育短時間認定(最長8時間)	保育所 認定こども園 地域型保育

- 保護者の申請に基づき、市が認定行い、「認定証」を発行します。
- 認定手続きについて、在園している人には、各園から通知があり、園よりまとめて申請を行い、認定後、園を通して「認定証」を交付します。
- 市立幼稚園・こども園の入園手続きを行う人は、入園許可(内定)が出たあと、園よりまとめて申請を行い、認定後、園を通して「認定証」を交付します。

3 保育料の新たな設定

保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となります

現行(平成26年度)

施記	九 又	利用	者負担(月割)
保育所	市立	世帯の前年分所得税の合	
	私立	計額で決定	
	市立	入園料	約 235円
		保育料	6,300円
幼稚園 	私立	入園料	平均約 1,454円
		保育料	平均約 19,580円

※ 私立幼稚園は、園ごとに保育料は一律となっていますが、「幼稚園就園奨励費」により、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額をキャッシュバックされ、 実質は所得による応能負担と同じ状況です。

平成27年4月から(予定)

	制度	施設	利用者負担	
	新制度	認定こども園	保護者の所 得に応じた 保育料	
		保育所		
4		幼稚園		
		地域型保育		
	現行制度	私立幼稚園	従来どおり各 園で定める 保育料 ※就園奨励費 補助金も継続	

※ 新制度の保育料については、 現行の保育料を基に、<u>激変</u> <u>緩和のための経過措置</u>も合 わせて検討しています。

4 保育料の新たな設定

多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

